

令和元年度

第 1 回 日田市総合教育会議

資 料

令和 2 年 2 月 21 日（金）

日田市役所 4 階庁議室

目 次

1. 第2期日田市子ども・子育て支援事業計画について P.1～8

2. ESD教育について P.9～17

“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン

～第2期日田市子ども・子育て支援事業計画～ (概要版)

第2期計画策定について

すべての家庭が安心して子育てができ、子どもたちが笑顔で成長していくために、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この制度は、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援サービスを用意することで、すべての子育て世帯を支援することを目指すものです。第1期計画に引き続き、日田市の教育・保育や地域の子ども・子育て支援に関する体制づくりを計画的に進めるため、第2期となる“ひたっ子”子ども・子育て応援プランを定めます。

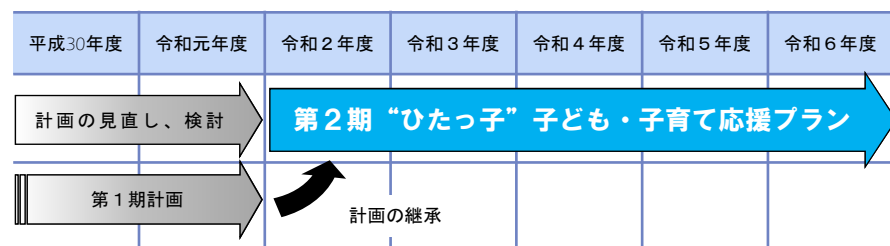
根拠法令

子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



体系

本計画では、基本理念、3つの基本的な視点及び7つの基本的な目標を掲げ、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の施策について次の体系を定め、地域の子ども・子育て環境の向上を図ります。

基本理念

みんなで育む笑顔あふれる子どものまち“ひた”

基本的な視点

すべての子どもの権利と最善の利益を尊重する視点

すべての子ども・子育て家庭を対象に支援する視点

子どもの育ちと子育てを社会全体の役割として果たす視点

基本的な目標

幼児期の教育・保育の充実

地域における子ども・子育ての支援

妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

専門的な知識及び技術を要する支援の推進

経済的な支援の推進

日田市の子ども・子育てに関する 課題と施策の方向性

核家族化の進行や共働き家庭の増加等を背景に、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。第2期計画では、第1期計画による子ども・子育て支援の取組の歩みを止めず、引き続き推進していくことを目的とし、日田市における子育てに関する課題を整理するとともに、その課題に対する施策の方向性を示します。

1. すべての子どもの育ちを支える子育て支援拠点の整備

現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てを巡る環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感・不安感は増大しています。

施策の方向性

健全な親子・家族関係を築くため、適切な情報提供や支援が行えるよう相談支援体制を充実させるとともに、子育て相談や一時預かり等の支援など、現状の子育て支援事業の隙間を埋める総合的な子育て支援施設を創設します。

2. 子どもの貧困対策

現状と課題

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する必要があります。

施策の方向性

貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるよう、福祉保健部と教育委員会、日田市社会福祉協議会など関係機関が連携を深め、共通理解と情報共有を図りながら、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者への就労支援」、「経済的支援」を柱とした取組を進めます。

3. 地域における子どもの居場所づくりの推進

現状と課題

子どもが心身ともに豊かに成長するためには、家庭や地域の見守りの中で他人と関わり、様々な経験を積むことで生きる力や社会性を身に着けることが重要です。しかし、近年、地域のつながりが希薄化したことで異年齢や世代間での交流の機会が減少し、家庭においても、地域においても居場所のない子どもが増えています。

施策の方向性

地域住民の参画を得ながら、公民館や学校の空き教室を利用した学習、スポーツ、体験活動等の取組を通じて、地域の人々との交流を図ることにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境を整備するとともに、食事の提供や学習支援など、子どもの居場所づくりに取り組む団体を支援します。

4. 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

子育て家庭を取り巻く環境の変化により子育ての負担、不安及び孤立感が高まっており、育児に対する不安やストレスが引き起こす児童虐待の発生件数は全国的に増加し、日田市でも相談件数が増加する傾向となっています。

施策の方向性

妊娠期から適切な情報提供や支援を行うため「子育て世代包括支援センター」を設置し、相談支援体制を充実させ、切れ目のない総合的な支援を行います。

5. 障がい児施策の充実等

現状と課題

本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子どもが、障がいを有するという理由により、成長の過程で様々な困難に直面し、不自由や不便を感じることがあります。障がいの有無にかかわらず、同じひとりの子どもとして成長するためには、子どもの育ちを地域社会全体で支えることが必要です。

施策の方向性

早期発見・早期発達支援が重要とされる発達障がいを持つ子どもについて、障がいの程度に応じた専門機関との連携と早期療育の実施に努めます。

6. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

現状と課題

近年、共働き世帯の増加や女性の社会進出に伴い、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化し、男女がともに働きやすく、互いに共同して子育てに向き合うことができる環境づくりを進めることが求められています。

施策の方向性

教育・保育施設によるサービスの提供や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できるよう、社会全体で子育てしやすいまちづくりを推進します。

7. 「放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進

現状と課題

国は、全国の小学校区において、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に参加している児童が、自由に放課後子ども教室に参加できる体制の充実を目指すこととしています。両事業を連携して実施するためには、実施場所の調整や、放課後子ども教室の活動を担う人材の確保についても検討することが必要です。

施策の方向性

放課後子ども教室の主管課である社会教育課と連携し、放課後児童クラブに参加している児童が放課後子ども教室に参加できるよう実施場所の調整や人材の確保及び指導員の連携方法についての協議等、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施に向けた取組を行います。

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みと提供量

第2期計画で定める令和6年度（計画最終年度）における教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（利用者数の見込み量）と、提供量は以下のとおりです。

教育・保育施設のニーズ量の見込みと提供量

認定区分	対象施設	令和6年度（第2期計画最終年度）	
		ニーズ量の見込み	提供量
1号認定（3～5歳児）	認定こども園	710人	719人
2号認定（3～5歳児）	認定こども園 保育園	905人	945人
3号認定（0～2歳児）	認定こども園 保育園等	1,058人	1,119人

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みと提供量

事業名	事業内容	令和6年度（第2期計画最終年度）	
		ニーズ量の見込み	提供量（確保内容）
1.利用者支援事業	行政窓口専任職員を配置して、情報の提供や相談・援助などを行う事業です。	1か所	1か所
2.延長保育事業	保育短時間の前後の時間に延長して保育を行う場合や、保育標準時間利用後の時間に延長して保育を行う事業です。	671人	671人
3.放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	児童（小学生）の授業が終了した放課後、家庭に代わって、土曜日や長期休暇中に小学校の余裕教室等で過ごすことができるようにする事業です。	626人	927人
4.子育て短期支援事業（ショートステイ）	家庭において子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において子どもを一定期間預かり養育する事業です。	35人日	35人日
5.乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、養育についての相談に応じ、助言や援助活動を行う事業です。	397人	保健師による訪問
6.地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、チャイルドプラザ）	地域の身近な場所に、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育てに対する不安や悩み等を相談できる場を提供することにより、子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。	11,735人	3か所
7.一時預かり事業（一般型）	認定こども園や保育園に入園していない児童を対象とし、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、認定こども園や保育園等において、一時的に預かる事業です。	3,788人	3,788人
〃（幼稚園型）	認定こども園に通園する1号認定の児童を対象とし、教育標準時間終了後、家庭での保育が困難となる場合に、通園している認定こども園において一時的に預かる事業です。	76,455人	76,455人
8.病児・病後児保育事業	病気又は病気の回復期で、認定こども園や保育園等で集団生活ができない児童を、保護者が就労等により家庭で保育ができない場合に、専用施設で一時的に看護・保育を行う事業です。	503人	3,000人
9.子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する人（まかせて会員）が有償で相互に助け合う事業です。	28人	28人

第2期子ども・子育て支援事業計画のための 実態調査（ニーズ調査）結果

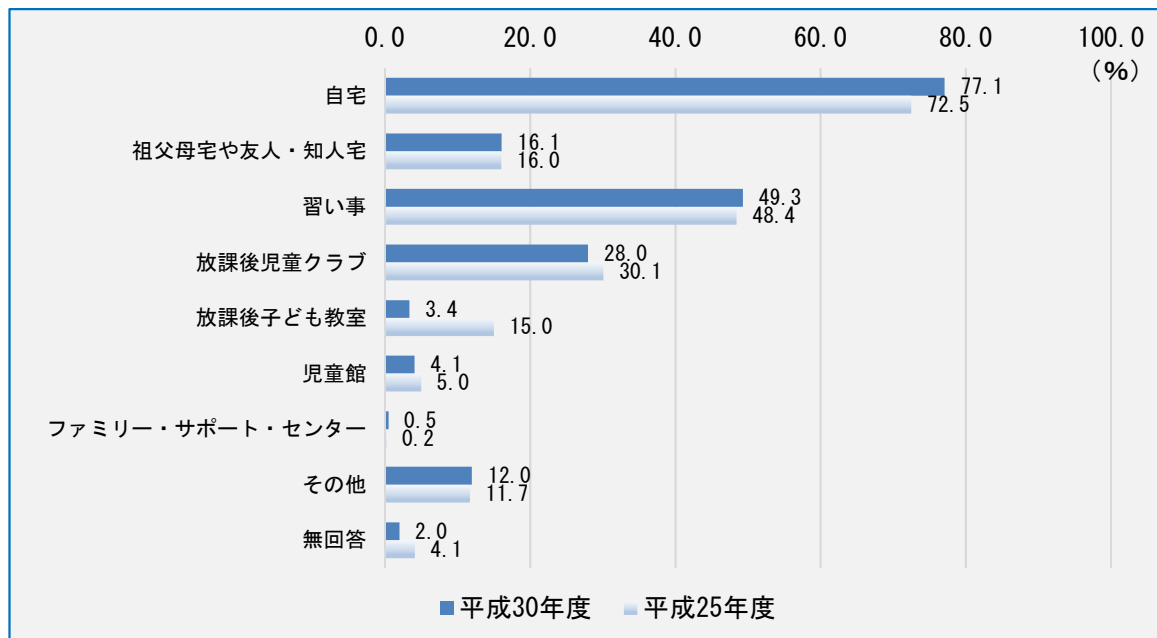
ニーズ調査について

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て家庭の教育・保育及び子ども・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望の把握を行うため、就学前児童及び就学児童のいる家庭を対象に、住民基本台帳より無作為で抽出したそれぞれ1,800件の家庭に対し、平成31年1月8日から1月25日までの間、「日田市子ども・子育て支援事業計画策定のための実態調査（ニーズ調査）」を実施しました。

調査対象	就学前児童	就学児童
調査地区	日田市全域	
配布及び回収方法	郵送配布にて配布・回収	
配布数	1,800	1,800
回収数	949	955
回収率	52.70%	53.10%
有効回答数	946	953
有効回答率	52.60%	52.90%

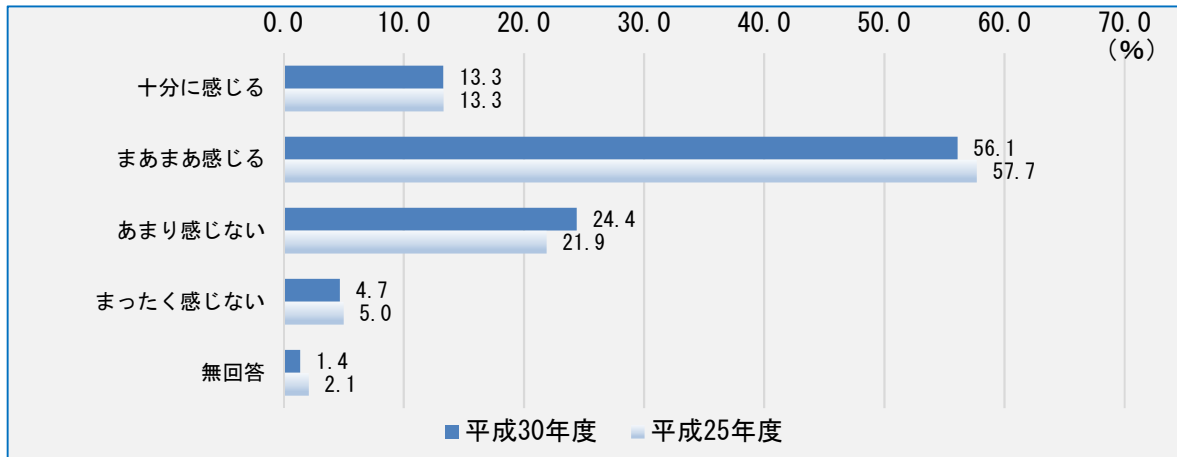
ニーズ調査の結果（就学児童）

1 放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか



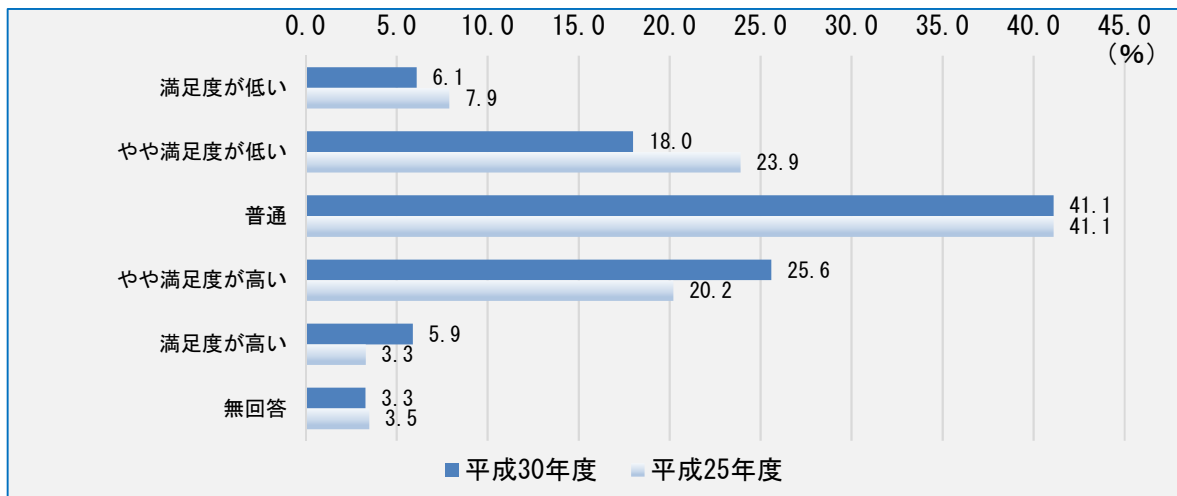
「自宅」とする割合が77.1%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が49.3%となっています。前回（平成25年）と比較すると、「放課後子ども教室」の割合が大きく減少しています。

2 子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じるか



「まあまあ感じる」とする割合が56.1%で最も高く、次いで「あまり感じない」が24.4%となっています。前回（平成25年）と比較すると、大きな変化はみられません。

3 地域における子育て環境や支援への満足度



「普通」とする割合が41.1%で最も高く、次いで「やや満足度が高い」が25.6%となっています。前回（平成25年）と比較すると、「やや満足度が低い」の割合が減少し、「やや満足度が高い」は増加しています。

ニーズ調査の自由意見について

調査回答者（就学児童）	955人
自由意見回答者	385人（495件）
自由意見回答率	40・3%

1 子ども・子育て関連

意見区分	意見数	意見区分	意見数
認定こども園等	4 件	入園・保育料等	1 7 件
一時預かり等	1 4 件	子育て支援センター等	1 0 件
病児・病後児保育	6 件	放課後児童クラブ	7 9 件
障がい児保育	4 件	子育て支援全般	1 4 件
児童手当	9 件	ひとり親支援	1 9 件

計 1 7 6 件

2 保健・医療関係

意見区分	意見数	意見区分	意見数
医療費・医療体制	3 6 件	予防接種	9 件

計 4 5 件

3 その他

意見区分	意見数	意見区分	意見数
公園・施設整備関係	9 3 件	社会全般	2 3 件
教育全般	5 7 件	情報発信	1 3 件
職場・雇用関係	1 9 件	経済支援	2 4 件
習い事関係	8 件	その他	3 7 件

計 2 7 4 件

ニーズ調査に寄せられた自由意見（就学児童）

1 一時預かりに関する意見等

- 親が仕事している時間以外でも子どもを預けられる環境があると良いと思います。
- 難しいとは思いますが、18時以降も一時預けることができるフリースペース（大人の見守り）があると助かります。
- 小学校の行事（懇談会など）で親が出席した方が良いのに、子供は先に帰らねばいけないことがあります。学童に入っても、そのような時に気軽に預けられるところがあるといいなと思います。
- 今はこども園に通わせているので何かあったら預かり保育を利用すればよいのですが、小学校に行きだしたら1日だけ預かりとかができないので、そういうときに利用できる施設があればよいと思う事があります。

2 子どもの居場所に関する意見等

- 放課後や長期休暇、数時間だけでも居場所を作ってもらえればあとの時間は留守番できる子は多いと思います。
- 中学生の子供がいじめで不登校になり、学校に行けない間の子供達の居場所があると嬉しいです。仕事をしているので、子どもが一人で勉強できる場所があると親として安心できると思うので。
- 核家族が増え、祖父母が近くにいない子が増えていると思います。預かりは19時までのところが多く、それ以降の時間帯は子供をみてもらえる場所がありません。夕食が出て子どもをみてもらえる施設があると良いと思います。

3 その他の意見

- 病院の窓口負担がないことや、小中学校のドリル代、テスト代の公費負担など、財政面での支援が収入に関係なく行われていることはありがたいです。
- 学校の先生方がいつも忙しそうで、校内でのトラブルへの対応や保護者対応も大変そうなので、学校を通して相談できる方や先生方も含めての相談ができる仕組みがあったらいいのと思います。
- 子どもが成長するにつれて、経済的負担が大きくなってきます。しかし、私（母親）のパート就業時間を増やそうと思っても時間的、身体的にも難しく現状維持が続いている状況です。医療費の無料化はとても助かります。
- 小学生になると一時的に託児する場所がないので困ります。特に学童に行けない4年以降は1人で留守番させたり、遅い時間に帰宅させるのは不安に感じます。利用料が多高くなっても高学年も預けられる施設の設置を希望します。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

SDGsは、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする 17の国際目標。その特徴は、以下の5つ。



普遍性 先進国を含め、全ての国が行動する

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」

参画型 全てのステークホルダー（政府、企業、NGO、有識者等）が役割を

統合性 社会・経済・環境は不可分であり、統合的に取り組む

透明性 モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップ

前身:ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)

2001年に国連で策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。

発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。

(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)

✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。

○ 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。

× 乳幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

環境
(リオ+20)

人権

平和

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の概要



ロゴ:国連広報センター作成

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

3

総合計画・総合戦略と持続可能な開発目標（SDGs）の取組について

SDGsとは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人間活動に起因する諸問題に対応して、人類が将来にわたり恵み豊かな生活ができるよう、平成27年に国連が提唱した「持続可能な開発目標」であり、内閣府においては地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の普及・促進を行っています。

日田市では、第6次日田市総合計画の基本構想において、「健康で安心して住み続けられる」「やりがいとにぎわいがある」「安全で暮らしやすさを感じる」「夢を持ったたくましい子どもが育つ」「地域の環境と共生する」まちの実現を目指すこととしており、SDGsの理念等は総合計画の各施策の中に組み込まれていると考えています。

そこで、第6次日田市総合計画第2期基本計画の推進にあたっては、日田市として取り組む施策がSDGsの17のゴールのどれに繋がるかといった対応表を作成するなど、対応を進めることで、日田市がどのような取組を行っているかを市民の方に分かりやすくお知らせすることで、市民協働のまちづくりに繋げていきます。

また、SDGsの理念等を浸透させるため、職員向けの研修などを実施するとともに、市民への浸透を目的とした取組も検討していきます。

ESD＝持続可能な開発のための教育 (ESD:Education for Sustainable Development)

環境、貧困、人権、平和、開発といった地球に存在する様々な課題を、自らの課題として捉え、一人ひとりが身近なところから取り組むことで、それらの課題の解決につながる価値観や行動を生み出すことにより、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動

ESD＝持続可能な社会の担い手を育む教育



このままじゃだめだ！

【気づく】

自らの課題としてとらえる

じゃあ、どうする？

【生み出す】

課題の解決につながる価値観や行動



- ◇ 持続可能な社会の構築に向けて行動できる人材を育成すること
- ◇ 希望の持てる未来社会を築いていく人材を育成していくこと
- ◇ 自分の考えで、地球的視野で行動できる人材を育成していくこと

→さまざまな問題を自分事として深く理解し、日常の暮らしにおいて、自分自身の行動を変革していくことのできる人材の育成

ESDの概念図



新学習指導要領 前文

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力

○「生きる力」をより具体化し、教育課程を通して育成を目指す資質・能力を以下の三つの柱に整理。

ア 何を理解しているか、何ができるか

（生きて働く「知識・技能」の習得）

イ 理解していること・できることをどう使うか

（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）

ウ どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

ESDの学習指導過程を構想し展開するために必要な枠組み

【ESDの視点に立った学習指導の目標】

教科等の学習活動を進める中で、

「**持続可能な社会づくり**」に関わる課題を見だし、

それらを解決するために**必要な能力や態度**を身に付ける」ことを通して、
持続可能な社会の形成者として
ふさわしい資質や価値観を養う。

【概念の形成】(例)

- I 多様性(いろいろある)
- II 相互性(関わり合う)
- III 有限性(限りがある)
- IV 公平性(みんなが大切)
- V 連携性(力を合わせる)
- VI 責任性(責任を持つ)
- など

【能力・態度の育成】(例)

- ① 批判的に考える力
- ② 未来像を予測して計画を立てる力
- ③ 多面的、総合的に考える力
- ④ コミュニケーションを行う力
- ⑤ 他者と協力する態度
- ⑥ つながりを尊重する態度
- ⑦ 進んで参加する態度
- など

ESDの実践(留意点)

① 何のために、何を学ぶのか

○持続可能な社会の形成のための価値観を育成し、取組意欲を育てるとともに、ESDを実践するための思考力・判断力・表現力を育成する。

② どのように学ぶのか

○探求的な学習過程を重視し、学習過程のどの部分に取り入れ、どのように位置づけながら、協働的な学びとする。

(グループ活動による話し合い、調査、まとめ、発表)

③ 何ができるようになるのか

○知識・理解に留まらず、学び方を活かし、様々な問題を「自分の問題」として行動する「実践する力」を育成する。

④ どのように取り組むのか

○ESDの実践を学校経営方針に位置づけ、組織的に取り組む。

ESDの実践ステップ

○STEP① 学校経営方針とESDの目標

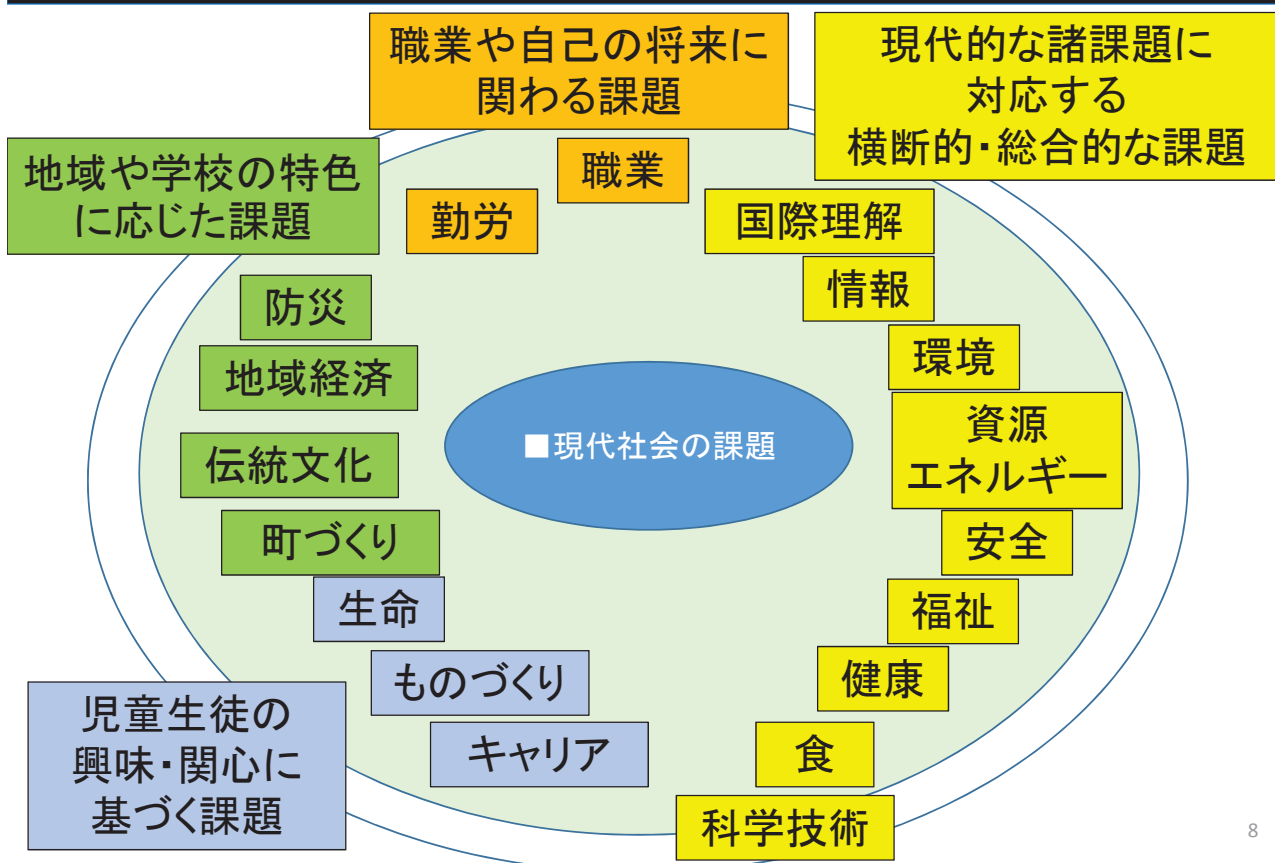
- ・教育委員会による方針の策定と全小中学校への提起
 - ・ESDを通じて養われる能力・態度を設定する。
 - ・各学校における経営方針にESDの実践を盛り込む
- ※取り組む方法は、学校区の実情に応じて決定する（身近なテーマ）。
- 【例】自然保護、防災、文化、環境保護等

○STEP② 学習計画（指導計画）の立案

- ・ESDを総合的な学習の時間だけではなく、教科横断的に実施する。
 - ・教員間の連携を図る。
- ※年間の学習展開を「ESDカレンダー」に落とし込む

○STEP③ 校内連携を図る

教育的に価値ある諸課題(例)



地域と関わるESDの学習例

暮らす

- ・自分たちが住む町の文化や人のつながりについての学習
- ・自分たちが住む町の防災に関する学習
- ・自然がもたらす恵みや災害に関する学習
- ・エネルギーの大切さや環境問題についての学習

食べる

- ・自然の仕組みと食の関係についての学習
- ・季節や地域の文化と食べ物の関係についての学習
- ・食料の生産、輸送、消費を通じた国内や世界のつながりについての学習
- ・食と健康の関係や食の安全に関する学習

生きる

- ・身近な生き物の観察や、生き物の分布の地域比較を通じた、生き物と環境のつながりに関する学習
- ・私達の生活と生態系のつながりに関する学習

ESDの概念図と日田市の小・中学校における取組



ビジョンや課題の共有と共通の目標の設定

目指すものは

持続可能な社会づくりに向けて、
地域を担う人材を育てたい



持続可能な地域（ふるさと）の構築をめざして

地域（ふるさと）を学ぶ

地域（ふるさと）で学ぶ

地域（ふるさと）に学ぶ

コミュニティ・スクールとは、

学校運営協議会制度を導入した学校

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

コミュニティ・スクール導入の理念

学校運営に地域の人々や保護者が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域のニーズを反映させるとともに、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりと、子どもの健全育成を図ることを目指す。

共通の理念

新学習指導要領

目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現

「芯の通った学校組織」推進 プラン第2ステージ

「地域とともにある学校」
への転換

CS＋ESD＝地域の内発的发展

持続可能な地域とともにある学校づくりへ向かって

地域のコミュニティが……

- 子どもが抱えている課題に気づき、
- その課題を解決する策を思いつき、
- その策をやる。

⇒持続可能な地域のコミュニティが成長する

子どものために三者が一体となって
環境づくりと雰囲気づくりを

- ・持続可能な街づくりは人づくりから
- ・人づくりは街(コミュニティ)づくりから